

会

議

午前10時0分開会

○議長（滝内久生君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（松木正一郎君） おはようございます。

開会前の貴重な時間をいただきましてありがとうございます。去る9月24日、台風15号の襲来により、皆さん御承知のとおり、今も静岡の市民の皆様が苦しい生活を強いられております。当市におきましても幾つか被害がございました。こうしたことにつきまして、防災安全課より御報告を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 改めまして、おはようございます。

それでは、報告件名、令和4年9月24日、台風第15号の警戒体制及び被害状況について、防災安全課より御報告いたします。

発生日は令和4年9月24日、土曜日、発生場所は下田市内。気象状況及び災害概要を御覧ください。

経過でございます。

9月24日、午前9時24分、大雨土砂災害警報が発表。同日午前9時35分、土砂災害警戒情報が発表。午後2時45分、土砂災害警戒情報が解除。午後3時40分、大雨土砂災害警報が解除されました。降雨量でございます。累計最大はあずさ山の家雨量計で観測した111ミリ。

1時間最大は同じくあずさ山の家雨量計で観測した48ミリとなっております。被災状況でございます。人的及び家屋被害はありませんでした。道路等被害につきましては、市道7件、排水路4件、林道5件、農用施設2件となっておりますが、被害の詳細等は精査中でございます。運転見合せにつきましては、伊豆急行全線で24日午前9時40分から午後1時38分まで運転を見合わせております。

活動状況でございます。

24日、午前9時24分、事前配備体制を取り、情報収集に努めました。同日午前10時25分、土砂災害警戒情報の発表に伴い、市役所別館を自主避難所として開設しました。最終的に避

難された方はおりませんでした。午後2時45分、土砂災害警戒情報の解除に伴い自主避難所を閉鎖し、午後3時40分、大雨土砂災害警報の解除に伴い事前配備体制を廃止しました。添付資料といたしまして、雨量データを添付しております。私からは以上でございます。

○議長（滝内久生君） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいま13番、沢登英信君から日ロ友好交流事業 慰霊祭と講演会等の中止について、緊急質問の申出がありました。ただいまより議会運営委員会を開催しますので、委員の方は第一委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午前10時3分休憩

午前10時11分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

13番、沢登英信君から日ロ友好事業、慰霊祭と講演会等の中止について、緊急質問の申出がありました。沢登英信君の緊急質問に同意の上、日程に追加し発言を許すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

ここで議事日程を配付いたします。

お諮りいたします。

緊急質問を日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、緊急質問は日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（滝内久生君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第10号までの令和3年度下田市各会計歳入歳出決算認定10件を一括議題といたします。

これより、決算審査特別委員長、橋本智洋君から委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

10番 橋本智洋君。

〔決算審査特別委員長 橋本智洋君登壇〕

○決算審査特別委員長（橋本智洋君） 皆様、改めまして、おはようございます。

長い長い9月定例会も本日で最後となりました。これより、決算審査特別委員会審査報告をさせていただきます。本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

- 1) 認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。
- 2) 認第2号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。
- 3) 認第3号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

- 4) 認第4号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。
- 5) 認第5号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 6) 認第6号 令和3年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
- 7) 認第7号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
- 8) 認第8号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
- 9) 認第9号 令和3年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。
- 10) 認第10号 令和3年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月13日、14日、15日、16日、20日、21日、22日の7日間、議場において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、鈴木企画課長、須田総務課長、日吉財務課長、佐藤税務課長、佐々木防災安全課長、斎藤市民保健課長、芹澤福祉事務所長、鈴木環境対策課長、佐々木観光交流課長、長谷川産業振興課長、平井建設課長、糸賀学校教育課長、平川生涯学習課長、鈴木会計管理者兼出納室長、土橋上下水道課下水道係長ほか、白井監査委員事務局長、永井議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に関わる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、賛成多数で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

2) 認第2号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

3) 認第3号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

4) 認第4号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

5) 認第5号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、賛成多数で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 令和3年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

7) 認第7号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

8) 認第8号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

9) 認第9号 令和3年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、賛成多数で原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 令和3年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について。

決定、全会一致で原案認定。

理由、適正であると判断した。

続きまして、令和３年度各会計の決算審査について、報告申し上げます。

１．一般会計における事務事業と決算について。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応について。

令和３年度も令和２年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に翻弄された１年となった。令和３年３月に一度は全国で解除された緊急事態宣言であったが、４月には大阪府・兵庫県等でまん延防止等重点措置が初めて適用され、同月に東京都等で３度目の緊急事態宣言が発出された。緊急事態宣言の発出は、６月の１０都道府県をピークに、一度はまん延防止等重点措置に移行（沖縄県を除く）されるも、７月に東京都は４度目の緊急事態宣言発出となった。千葉県・埼玉県等が追加される中で、８月に静岡県で初のまん延防止等重点措置に次いで、緊急事態宣言が発出された。これには県東部・賀茂地域も含まれ、飲食店等には営業時間短縮の要請が出されたが、９月末の全国解除を受けて収束したかに見えた。

しかし、年が明け令和４年１月には感染力の強いとされるオミクロン株が全国的に流行し、下田市内においても連日の感染者発表があり、同年２月にまん延防止等重点措置の発出は３６都道府県にいたった。

（１）として、令和３年度の歳入総額１３６億９,１７３万８千円、歳出総額１２７億７,３２４万３千円のうち新型コロナウイルス感染症対策経費（国県支出金）９億１,４０４万２千円は歳入総額の６.６８％となっている。

（２）新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度と比べ事業収入が３０％以上減少した中小企業及び小規模事業者が所有する事業資産について、課税標準額を事業収入の減少割合に応じ軽減する特例措置により、固定資産税において２７３件、１億２４６万５千円、都市計画税において１７２件、１,２０１万８千円が軽減された。

（３）新型コロナウイルス感染症に対する地域支援のため、地域の実情に応じて実施する事業の財源として国から交付金２億３,５０８万８,０００円が交付された。国が支援する取組項目は、「Ⅰ感染拡大の防止」、「Ⅱ雇用の維持と事業の継続」、「Ⅲ経済活動の回復」、「Ⅳ強靱な経済構造の構築」の４項目であり、全２２メニューに取り組みされた。

その成果として、「Ⅰ感染拡大の防止」では４メニューが実施され、感染症対策や医療体制の確保などに取り組み、７２２万６,０００円の交付金が活用された。「Ⅱ雇用の維持と事業の継続」では、３メニューが実施され、生活に困窮した世帯や中小企業への経済支援などへ３,０７９万円の交付金が活用された。「Ⅲ経済活動の回復」では、１１メニューが実施され、観

光や地域経済を活性化する取組として1億9,137万2,000円の交付金が活用された。「IV強靱な経済構造の構築」では、4メニューが実施され、Web会議用の市内機材整備やワーケーション推進のための環境整備等に取り組み、570万円の交付金が活用された。

県からも新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金として3,684万6,000円の交付があり、国の交付金事業に対応する事業に充当された。

(4) 新型コロナウイルス感染症に対応した主な施策に関してです。

①子育て世帯生活支援特別給付金(18歳未満の児童がいる低所得者世帯)

児童1人当たり5万円、182人、支給合計額910万円

②子育て世帯への臨時特別給付金(18歳未満の児童がいる世帯)

児童1人当たり10万円、2,137人、支給合計額2億1,370万円

③住居確保給付金(離職等によって住居を喪失している者)

11世帯、51か月分、132万1,400円

④住民税非課税世帯等臨時特別給付金

1世帯10万円、1,251世帯、実施合計額1億2,510万円

⑤非課税世帯商品券配布事業(プレミアム付商品券配付)

1世帯4,000円×2,022世帯=808万8,000円

⑥新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

単身世帯1世帯、6万円/月×6か月、支給額36万円

⑦子育て世帯生活支援特別給付金(18歳未満の児童の低所得者ひとり親世帯)

児童1人当たり5万円、231人、支給合計額1,155万円

⑧事業継続支援給付事業(新型コロナウイルス感染症の影響)

10万円×409事業者=4,090万円、3万円×76事業者=228万円、事業費4,318万円

⑨事業者応援金事業(まん延防止等重点措置や緊急事態宣言措置の影響)

10万円×828事業者=8,280万円、5万円×67事業者=335万円、事業費8,615万円

⑩感染拡大防止協力金交付事業(静岡県知事による飲食店の営業時間短縮要請)

要請期間7月28日から8月7日、217事業者、事業費7,071万円

⑪プレミアム付商品券発行事業

商品券発行数1万3,500冊、プレミアム率25%、総事業費:6,955万3,988円

⑫中小企業販売力強化支援事業(インターネットの活用)

交付件数4件、交付金額66万7,000円

⑬ワーケーション環境整備事業（テレワーク等の環境整備）

交付件数9件、交付金額108万6,000円

⑭感染防止対策経営改善事業（施設や設備等の改修）

交付件数66件、交付金額1,775万5,000円

（５）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したＯＴＡ等広報強化分の1,500万円（下田市観光協会補助金）により地域経済の活性化が図られた。

またメディアプロモーション分とした4,000万円（下田市観光協会補助金）は、令和３年12月末から令和４年３月までのＣＭやキャラバン等の事業に活用されたが、オミクロン株の全国的な急拡大と重なった。令和４年２月にはまん延防止等重点措置が36都道府県となる等、国内情勢の変化もあったことから、その事業効果について検証が望まれる。

（６）令和２年１月６日を発端とする新型コロナウイルス感染症に関する主な動きについて、国内及び静岡県、下田市の別に時系列で的確にまとめられていることを確認した。併せて、東京大学大学院 大澤教授と連携した新・下田モデルについて、その効果の検証を求めた。

（７）令和４年１月から３月末までに保育所、小中学校、本庁舎等で新型コロナウイルス感染者が確認された。児童生徒や職員の健康管理、新型コロナウイルス感染症対策が妥当であったのか、今後の感染を食い止めるためにもその検討が望まれる。

総務課。

（１）職員の健康管理は行政運営としても重要なことである。ストレスチェックに基づくメンタルケアや、受診率が50%以下である胃部エックス線検査、Ｂ型肝炎ワクチン接種、胸部結核検診の受診率を高める等、引き続き健康管理の徹底が望まれる。

（２）職員の採用等について、参事、防災監等といった行政機構図に記載のない役職の業務と責務を明確にすることが望まれる。

選挙管理委員会。

（１）下田市明るい選挙推進協議会の投票啓発活動は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、多くの研修会や活動が見送られた。選挙管理委員会は、下田高校に対する選挙出前授業を実施することで将来の投票参加への促進が図られた。

企画課。

（１）ふるさと応援寄附は、令和３年度、基金全体の合計で１万1,214件、２億9,545万1,000円の寄附があった。これに対する返礼品として、伊勢海老、干物等の海産物、ホテル

宿泊券等に9,627万8,689円を支出した。返礼品の見直しやふるさと納税サイトの追加等の対策実施と寄附単価の高い宿泊券等も増加したため、件数は前年度比1,400件の増、寄附額は前年度比9,291万9,000円の増となった。

今後も引き続き市内事業者との返礼品の開発、拡充を行い、寄附額のさらなる増加に取り組んでいくことを求めた。

(2) 令和4年3月に「下田市みなとまちゾーン活性化基本計画」が策定された。また、令和4年1月14日に国土交通省港湾局長から、みなとまちゾーン一帯が「みなとオアシス下田」として指定を受けた。今後の「みなとオアシス下田」としての具体的な有効活用が望まれる。

(3) 令和3年3月に設置した下田市制50周年記念式典実行委員会を6回、庁内協議会を3回、企画ワーキンググループを3回開催し、記念事業として令和4年1月14日に記念式典を開催し、御用邸所在地友好都市協定の締結、「下田グローバルCITYプロジェクト」開始宣言等を行った。御用邸所在地友好都市との民間相互の交流について検討が望まれる。

財務課。

(1) 大久保婦久子氏の作品をはじめ、市に寄贈され所蔵している美術品の管理については一覧管理されることが望まれる。

(2) 旧学校施設等の公有財産について、放置しておくのではなく市民の利用を図るなどの有効活用が望まれる。

(3) 入札制度の改革について予定価格500万円以上の役務提供、物品購入に制限付一般競争入札を導入した。また、建設業における担い手育成の観点から週休2日制工事を施行しているが、これが広く一般化されることが望まれる。

(4) 入札における市内業者落札件数は、工事建設関連業務で入札件数63件（落札件数62件、不調1件）のうち市内業者落札件数50件（市内業者落札率80.65%）、役務提供、物品購入で入札件数83件（落札件数82件、不調1件）のうち市内業者落札件数55件（市内業者落札率67.07%）であった。

(5) 実質収支比率は13.3%で、前年度に比べ0.6ポイント改善している。適正水準が望まれる。

経常収支比率は80.3%で、前年度に比べ5.5ポイント改善している。適正基準の維持が望まれる。

税務課。

(1) 収納環境については、コンビニエンスストア収納業務が平成28年度から開始され、令和3年度の利用件数は2万7,388件であった。また、令和元年10月から電子決済(Pay Pay)による納付が可能となったことから、口座振替とともにコンビニエンスストア納付及び電子決済納付の推進が期待される。

(2) 賀茂地方税債権整理回収協議会による滞納整理については、換価配当額は671万4,589円で前年度比797万5,704円の減となり、滞納繰越額についても、令和3年度において減少した。今後も納税相談や調査等の実施により、引き続き収納率向上に向けた努力が望まれる。

防災安全課。

(1) 令和4年度新学期からの4中学校統合を前に、通学路安全対策として下田警察署、下田土木事務所、市内小中学校、行政担当部署で構成する「下田市子どもの移動経路安全推進協議会」を立ち上げ、通学路安全点検パトロールを実施した。しかしながら、通学路である県道下田南伊豆・岩下道路は依然として危険箇所が存在しており、さらなる整備が望まれる。

(2) 下田市では、防災対策として重要な情報伝達手段である防災行政無線のデジタル化が図られた。令和3年度は戸別受信機293台を追加貸与し、累計で3,404台となったが、いまだデジタル機への切替えは十分とは言えず、さらなる周知が望まれる。

(3) 敷根避難路整備は令和元年台風15号の被災によるもので、令和2年度から令和3年度の2年にわたり再整備を行い、令和3年度に3,450万7,000円を支出して工事は完了した。

(4) 避難所運営における感染症予防の一環として大型扇風機、災害用トイレ、消耗品セットを購入した。いまだ、避難路と避難所の充実は途上であり、備蓄品の再点検や現場をリードする職員の防災知識習得を急ぐ必要がある。今後は、感染症対策等と避難所運営はさらに重要さを増し、その専門性が望まれる。

福祉事務所。

(1) 災害対策基本法の一部改正により、災害発生時の避難等に支援を要する者の名簿(避難行動要支援者名簿)の更新作業が行われているが、同名簿の具体的な活用が望まれる。

(2) 災害復興資金貸付金・災害援護資金貸付金について、既に時効が成立している案件の不納欠損処理に向けた手続について調査検討を求めた。

市民保健課。

(1) 市民保健課の所管業務は、市民係、健康づくり係、国保年金係、介護保険係、地域

包括支援センター、コロナ感染症対策係と非常に多岐に渡るため、課の分割について検討を求めた。

環境対策課。

(1) じん芥処理場建屋内の現地視察を実施し、火災等安全性の観点から電気ケーブルの配置方について改善を求めた。

(2) 民間への長期包括委託によるじん芥処理場運営への移行により、1日当たりの運転時間を見直すことで、令和3年度から焼却日が週休2日体制になったことを確認した。また、長期包括委託による焼却場管理費等の事業効果について検証を求めた。

(3) 事業系ごみの削減に向け、事業系ごみの実態把握に対する事業者アンケートの実施を求めた。また、生活系ごみと事業系ごみの取扱いについて検証を求めた。

産業振興課。

(1) 地域おこし協力隊（豊かな里山づくり部門）の活動について、オリーブ栽培に替わる新規作物の導入等、任期終了後も市内で就業できる体制づくりを求めた。

(2) あずさ山の家の管理方針について、令和4年度に償却期間が終わることから、民間の力を活用できるよう令和5年度に管理条例の見直しを検討していることを確認した。

(3) 有害鳥獣対策について、先進地視察など広域で取組みを進める方針を確認した。また、狩猟免許取得後のフォローなど、行政の係わりの必要性について求めた。

(4) ワークेशन拠点施設に係る公有財産の貸付について、地方自治法に基づく会計処理及び公有財産の区分に応じた貸付に関する条例等の整備を求めた。また、同施設の共有スペースである駐車場等の有効活用について検討を求めた。

観光交流課。

(1) 観光地下田に求められることは、また来てくれるリピーターを増やすことであり、そのためには思い出や感動として残るおもてなしやサービス、施設の整備、バリアフリー化にも投資すべきであり、誘客主体の観光施策からの転換が望まれる。

(2) 下田市観光協会補助金（コロナ対策分、ビーチライブカメラ設置分等を除く）として3,035万円が執行され、対前年比749万円の増であった。財源を補助金に依存する観光協会の財務体質から脱却し、自主財源での自立と民間団体と協働した今後の新たな施策展開が望まれる。また令和3年度、観光協会には企業再生等で実績のあるアドバイザーが着任し200万円が補助されている。法定外目的税の新規導入について検討が望まれる。

建設課。

(1) 「いなみん号」の地域要望に沿った運営に対して、アンケートの実施、現状の確認と分析、バス事業者との協議の推進とタクシー活用の検討を求めた。

(2) 稲生沢川河口に放置されている船舶については下田土木事務所の所管であるが、移動ができる船舶についての対応は現在検討されており、一部の沈没船については令和4年10月に所有者が引き上げる意向があることを確認した。

学校教育課。

(1) 中学校再編整備事業について、令和2年度及び令和3年度の債務負担である下田中学校整備工事監理業務委託及び同整備工事については、令和3年度分として10億5,262万1,900円で南棟の改修工事、新屋内運動場新築工事、既存屋内運動場改築工事、外構工事及びグラウンド防球ネットフェンス設置工事を行った。これにより平成29年度から進められてきた整備工事は総額21億3,942万9,000円を支出し令和4年3月に全ての工事が終了した。

(2) 英語検定試験について、英語検定受験推進補助金は受験料を全額補助するもので、小学校児童及び中学校生徒の合計318人に交付した。試験結果については、中学生で1級1人、準1級1人、準2級10人、3級69人、4級63人、5級76人の合計220人が合格し、小学生で2級3人、3級1人、4級7人、5級28人の合計39人が合格した。試験内容は1級で大学上級、準1級で大学中級、2級で高校卒業、準2級で高校中級、3級で中学校卒業程度とされている。合格者数は中学生で1級に1人、準1級に1人、小学生で2級に3人となり、3級、4級、5級の合格者数も前年度に比べ大幅に増えていることから、次年度以降のさらなる増加が期待される。

(3) 体験プログラム事業について、下田市奨学振興基金を活用し、市内の小中学校ではシーカヤックとサーフィンの体験、椎茸の菌打ち、鮎の友釣り、ジオサイトめぐり等、地域の特徴を生かした71の事業が行われた。

(4) いじめの認知件数とその対応については、小学校児童で認知件数128件の内102件が解決済み、中学校生徒で認知件数50件の内33件が解決済みとなっている。令和3年度において、未解決となっている43件を含め重大と言えるいじめはないことを確認した。また、いじめについては未然防止の方策等に注視するよう求めた。

(5) 小学校トイレ改修工事について、令和3年度は稲生沢小学校、大賀茂小学校の和式トイレ8組、朝日小学校の和式トイレ1組を新たに洋式トイレとし、小学校トイレ洋式化の進捗率は54%であることを確認した。

(6) 放課後児童対策事業について、令和3年度はこれまでの下田小学校、稲生沢小学校、

朝日地区、浜崎小学校に加え、稲梓小学校内に放課後児童クラブを開設し、次年度の開設に向けて白浜小学校内の準備がされた。

(7) 小学校管理事業の修繕料は1,476万4,422円であるが、現状の各小学校の要望に対して不足しており、児童の教育環境整備に対する積極的な予算確保が望まれる。

生涯学習課。

(1) 公民館について、白浜公民館に続き、本郷・中公民館も廃止となった。稲生沢公民館は地元からの存続要望、朝日公民館については放課後児童クラブの施設として利用しているため、住民要望を反映した施設としての存続と利活用が望まれる。

(2) 図書館について、令和3年度は276日の開館となり5万2,911冊の貸出しを行い、蔵書数は10万4,232冊となった。図書購入費は237万180円で、人口1人当たりに換算すると約110円となり、賀茂5町と比べて3分の1程度であるため予算の増額を求めた。

(3) スポーツ振興について、地域おこし協力隊（スポーツ振興部門・アウトドアスポーツ振興部門）2名を委嘱し、下田市振興公社と委託契約を結んだ。スポーツによるまちおこしの創出事業として、サーフィン、トライアスロン、ライフセービング等を推進するため、子供用ウェットスーツ、折り畳み自転車スタンド、海上ブイ等を購入した。また、両地域おこし協力隊はアウトドアスポーツ合宿支援事業にも携わった。

(4) 青少年海の家について、利用者の宿泊場所は民宿となっているが、市内外からの利用人員は729人を数えた。施設の老朽化に伴い、建物の貴重性を把握した中での活用方法が課題となっており、早期解決が望まれる。

(5) コロナ禍で2年中止となっている芸術祭について、次回開催に向けて「発表型の芸術祭から参加型の芸術祭」への意識改革を求めた。また、子供を含めた若者や初心者でも参加できる芸術祭の開催について検討していくことを確認した。

(6) 吉田松陰寓居処の年間入場者は912人であった。価値ある歴史的施設に、より多くの観光客や歴史愛好家の来訪につながるよう、幅広い年齢層への誘客推進と多様な宣伝広告が望まれる。

○議長（滝内久生君） 報告の途中ですが、ここで休憩したいと思います。11時10分まで休憩します。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（橋本智洋君） 引き続きまして、2. 特別会計等決算について。

（1）国民健康保険事業特別会計決算について。

①医療費適正化のために医療費通知を年6回、ジェネリック医薬品差額通知を年2回送付した。被保険者数の減少、医療費の増大に対応していくために保険税率を令和4年度から平均7%増額するが、基金を取り崩して運営することにより保険税率の急激な上昇を抑えていくことを確認した。

②下田市の出産育児一時金は42万円であるが、実際はこの金額では収まらない場合がある。出産費用は市内において、通常分娩の4泊5日で41万円から46万円、帝王切開出産の8日から9日入院で50万円から60万円となることから、少子化対策の取組みとして一時金の改善を求めた。

（2）水道事業会計決算について。

①総配水量366万1,856 m^3 に対する有収率は85.1%で、前年度の水道基本料金免除分を加味した実質有収率84.5%に対し、0.6ポイント改善された。また、令和3年度の配水管破損件数は21件であった。引き続き適切な漏水調査を実施し、漏水防止による有収率の改善が望まれる。

②給水原価は165.82円となり、前年度の水道基本料金免除分を加味した実質給水原価166.86円に対し、1.04円の減で改善された。引き続き経費の節減と有収水量の増加による給水原価の維持改善が望まれる。

（3）下水道事業会計決算について。

①新規接続戸数は42戸で前年度21戸から100%の増となり、計画区域内人口に対する普及率は80.49%、接続率は73.2%となった。また、汚水処理の有収率は前年度比1.3ポイント増の77.0%であった。施設の修繕等による有収率の改善と、大型事業所の接続を強力に推進するなど、接続率の向上を図ることで水質環境の保全が期待される。

②管渠整備事業では8,577万7,909円の工事費をもって管渠整備等を実施し、計画面積319.30ヘクタールに対する整備率は、前年度比0.2ポイント増の90.6%となり、供用開始面積は289.38ヘクタールとなった。

一般会計からの繰入金は収益的収入で4億9,832万9,000円、資本的収入で5,167万1,000円の合計5億5,000万円となっている。人口減少社会において、使用量の低下や計画区域内の

過疎化等、下水道事業を取り巻く環境が変化している。需要と供給及び収支を精査し、計画区域の見直しも含め、持続可能な健全経営の保持が望まれる。

最後に3. まとめとしまして。

(1) 令和3年7月から2名の地域おこし協力隊(スポーツ振興部門・アウトドアスポーツ振興部門)を委嘱し、下田市振興公社と委託契約を結んだスポーツ振興事業を展開している。有料公園施設の維持管理事業とスポーツ振興事業は、都市公園としてのハード面を所管する建設課と、社会体育振興としてのソフト面を所管する生涯学習課の連携が求められており、引き続き、指定管理者制度による有料公園施設の適切な運営方法等について、PDCAによる現状分析と改善策を踏まえた協議が望まれる。

(2) ワーケーション拠点施設の貸付については、令和3年度当初予算で市有財産貸付収入として60万円が計上され、議員の賛成多数により可決されたものである。本施設の賃借料については、住民監査請求監査結果及び監査結果報告書において、算定賃料110万6,500円からポータルサイト掲載料20万円を控除相殺していることが、地方自治法第210条総計予算主義の原則に抵触しているとの指摘があった。

一方、算定賃料から施設利用枠確保分40万円を控除相殺していることに対して監査委員からの指摘はなかったが、目的が異なる2つの契約を、貸付料と利用料の控除相殺という形で一連の契約とすることへの妥当性に疑念が持たれる。公有財産である本施設の貸付に対し、市民から十分な理解を得るためにも、施設利用枠確保分40万円を控除相殺することについて見直しが望まれる。なお、公有財産の有効活用及び自主財源の確保といった観点からも、公有財産の貸付にかかる条例及び要綱等の抜本的な見直しが望まれる。

(3) 敷根避難路は、平時の利用について再検討が望まれる。また、自然災害の影響で複数年にわたり再整備を繰り返しており、避難路としての条件を備えているか安全性の検証が望まれる。

以上、適正な執行を要望するものである。

○議長(滝内久生君) ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございますか。

5番 矢田部邦夫君。

○5番(矢田部邦夫君) 3ページの下田モデルについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

この東京大学大学院、大澤教授と連携した下田モデルの事業が行われているわけですが、当局とこの大澤教授のほうとの連携というのは新聞紙上で拝見しておりますが、市民へのそ

の浸透が図られたかどうか、その辺の議論というのはあったんでしょうか。

○議長（滝内久生君） 委員長。

○決算審査特別委員長（橋本智洋君） その辺はありませんでした。

○議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 結果をお聞きしてますので、以上で私終わります。

○議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって、決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長は、自席へお戻りください。お疲れさまでした。

これより、各議案について討論、採決を行います。

認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定は、不認定とすべきものの討論をさせていただきます。その理由の第一は、1市3町の南伊豆地域広域ごみ処理事業は3町より479万4,800円の負担金を受け入れ、下田市の事業としてごみ処理基本構想再策定支援業務委託237万2,700円、また、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託374万円を支出しております。これは、令和3年2月3日の1市3町の首長会議の決定及び令和3年11月16日南伊豆地域ごみ処理事業に関する覚書各書によるもので、いわゆる議会の決議もなく法的に根拠のない執行と言えます。1市3町の廃棄物処理を下田市清掃センターで行うため、1日69トンから58トンの燃やせる焼却炉とリサイクル施設を106億円余で建設する。令和4年と5年度では生活環境影響調査を実施し、一部事務組合を設立し焼却炉は令和9年度から、リサイクル施設は令和11年度から稼働するというものであります。下田市の現在の焼却量年8,000トンの約2倍にもなります1万6,000トンを燃やせる大きな新たな清掃工場を敷根に建設して、果たしてよいのでしょうか。下田中学校や認定こども園。スポーツセンターがある文教地区です。住宅地に囲まれた人口密集地には健康不安をもたらし、建設してよい場所でないことは明らかではないのでしょうか。そして市民からもこのような声が反対の声が上げられているわけであります。そもそも皆さん、焼却炉を建設する必要があるのでしょうか。焼却炉の平均共用年数は30.5年であります。沼津市は45年、長泉町は47年経過

した今でも使っているわけであります。下田市は築40年たっていると言っておりますが、建屋は40年たっていても内部の炉は1日80トンのロータリー方式炉を平成19年、20年度で56トンのストーカー炉に大改修をしております。したがって、この大改修から14年しか経過しておりません。西伊豆町の焼却能力は平成19年度に改修し今日25%しか使っておりません。既に南伊豆町の炉は4億4,000万円ほどで長寿命化計画が既に検討がされていると報道されているところであります。4点目としまして、循環型社会の実現、脱炭素の流れに反する計画であります。国は2050年までにCO₂ゼロにするとしております。2050年を超えてごみを燃やし続けるCO₂を出し続ける大型焼却炉計画となっているわけであります。ダイオキシン類の有害物質を出し続けることになります。下田市環境基本計画、この計画では、例えばリサイクル率、平成21年度15%、令和2年の現状は15.4%だと。目標値は26%に高められているわけであります。これが南伊豆地域広域ごみ処理基本計画構想では、令和18年度の資源化率、いわゆるリサイクル率の目標が20%となっています。ちなみに、下田市一般廃棄物処理基本計画、平成30年8月作成のこの計画では、平成30年から令和14年、この15年計画となっているわけですが、令和14年度には16.4%にするという内容となっているわけであります。全く整合性が取れていない計画であると、こう言えるのではないのでしょうか。このような計画はきっちりと見直していく必要があろうかと思うわけであります。

次に、ワーケーション施設拠点施設の問題であります。大浦の御番所、船番所、樋村医院跡のこの建物、1億6,000万円をかけ改修し、市所有のワーケーション拠点施設として月額税込みで4万6,420円で三菱地所株式会社に貸し付けているわけであります。本施設の賃借料については、住民監査請求の監査結果でも決算の監査結果報告におきましても、地方自治法第210条総予算主義に反していると指摘をしているところであります。施設利用枠40万円を控除相殺しておりますが、これは監査委員は違反でないと言っておりますが、目的が異なる2つの契約を貸付料と利用料の控除相殺するとの契約は不法であり、違法と言わざるを得ません。なぜこのようなことが起きたのか、市当局の反省を求める意味でも、違法の執行をした令和3年度の下田市一般会計歳入歳出決算は不認定とすべきであります。違法のものを認定したということは、議員の皆さんの責任が問われるということになろうかと思うわけであります。

次に、新庁舎等建設事業についてであります。新型コロナウイルスの感染が下田市内においてもとどまることがなく、感染者数も令和4年9月25日現在で2,344人となっております。誰もがいつ感染するのか分からない不安の中でマスクの着用や不必要な外出の自粛等が今も

続いております。下田市は観光立市のまちであります。訪れる人々があってこそまちがにぎわい、市民経済が成り立っております。南海トラフの巨大地震と大津波、原発震災によります放射能汚染の不安も深刻であります。働く人々の正規、非正規、男女の格差による、あるいは高齢者の年金格差など、若者からお年寄りまで格差と分断の不安が拡大をしているのではないのでしょうか。このような状況で人口減少が進み、10年後、20年後には下田市の人口は1万人を切ってしまうと想定がされていようかと思えます。新庁舎建設につきましては、平成21年から現在地への建て替え、敷根公園案、敷根民有地案、河内地区への移転と混迷を深めてまいっております。さらに河内の46の1ほか7筆、4,523平米。ここから元稲生沢中学校跡地、面積1万2,027平米、校舎延べ床面積が2,934平米の再度の建設移転案となっていようかと思えます。平成31年1月入札不調となり、平成31年3月15日、県は洪水想定を公表し、河内の建設予定地は2.2メートルの浸水地域とされ、本建設は中断がされてまいりました。令和3年9月定例会において、条例施行期日が切れるために下田市役所の位置に関する条例の改正案が可決されました。しかし、このときは稲生沢中学校は廃止されております。これは新庁舎の建設用地に加えることができないのに、建設用地として不法な可決と瑕疵ある可決と言えようかと思えます。稲生沢中学校耐力度調査484万円。これは池田建設設計事務所と、また新庁舎機能再検討調査104万5,000円。青葉工学振興会、2022年2月10日に東北大学建築空間学研究室の名前で報告書が提出されていようかと思えます。平成29年10月策定の下田市新庁舎建設基本計画の改定作業がこの間進められてまいってきているわけであります。令和4年の1月12日、新庁舎建設に関わる先行移転方針について、市議会議員との意見交換会が持たれました。そして、令和4年の2月18日、市議会全員協議会において先行移転方針が明らかとされました。その内容は、現庁舎については西館1館及び別館を補強し、本館は補強せずに本館にある課を中心に、令和4年3月に閉校する稲生沢中学校校舎を改築して先行移転するというものであります。現庁舎の安全対策に補強設計費550万円、補強工事費1,800万円、合わせて2,350万円であります。旧稲生沢中学校校舎改修工事設計に2,000万円、工事費に5億8,000万円、計6億円として、2,900平米ほどの校舎の改築をしようとしているわけであります。3階建ての新庁舎を延べ床面積2,500から3,000平米、設計費は9,000万円。工事費が12億円から18億円だと、現庁舎の解体費3億円、備品購入費、引っ越し費用と合わせ28億から32億かかろうとしているわけであります。前回、36億9,000万円と比べまして、4.9億円から8.9億円の減、15から25%削減になると説明されているわけであります。しかし、基本計画の改定・見直しといいながら、延べ床面積は5,900平米必要としているわけであり

ます。現庁舎の延べ床面積は3,117平米で教育委員会等を合わせても4,500平米以下であります。稲生沢中学校の元中学校の体育館等解体せず、旧稲生沢中学校の施設の利用を検討し、新築棟の建設は見直す必要があるのではないのでしょうか。このような検討もせずに、現在の計画が進められているわけであります。このまま進んでいけば建設費が40億円余りになる可能性もあるのではないのでしょうか。第2に新築棟と令和6年度、7年度と建設し、新築棟を令和6年、7年度に建設し、窓口ゾーンの市民課、市民保健課等と市長室、議会等を再度移転する無駄なことは解消すべきであります。第3に下田新庁舎機能再検討調査においても、考慮されるべき条件と想定されるパターンとして、短期的な条件は、1に機能性、2に経済持続性、3に安全性とされ、長期的条件は、1財政や高齢化の傾向からの想定、2として町構造の変化による影響として河内蓮台寺エリア、伊豆急下田駅地区計画を提示をしているところであります。また、建物配置計画には、北側分棟案、南側庁舎案、北側庁舎最小限案が提示しておりますが、いずれも国道との接道が示されております。防災拠点としての新庁舎を考えたとき、国道との接道は最低の条件ではないのでしょうか。このような事業を進めるのではなく、今日十分な検討と住民合意を図って進めることが必要であろうかと思います。以上の理由から新庁舎建設の先行移転案は不認定とすべきものと考えられるわけであります。令和3年度の主要な施策、この3点を考えてみましても不認定とすべき内容でございます。このようなことから、私は認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算は当局の反省を求め、令和5年の当初予算作成に生かしていただく必要があると思います。以上でございます。

○議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

○1番（江田邦明君） 認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認定の立場で討論をさせていただきます。

まず、決算認定について。昨年度の9月定例会においても意見をさせていただきました。決算認定とは、令和3年度予算また令和3年度補正予算において、当局が上程し、議会が議決した予算額、事業を適正に執行したかどうかを審査するところでございます。そういった点に関しますと、反対討論のあったごみ処理施設整備事業及び新庁舎等建設推進事業においては、議会において議決された金額、事業がおおむね適正に執行されたと私は考えます。また、ワーケーション拠点施設については、委員会での審査報告書にもあるとおり、おおむね適正であると私は考えております。しかしながら、この施設の貸付料については本委員会の

中でも、また令和3年度中の一般質問の中でも議員、また議会の中から疑念の意見が発せられております。こういった点を踏まえて本決算を不認定とするか、認定とした中で次年度予算執行に対し当局の姿勢を改めていただくか、どちらがより効果的であるかと考えたとき、私は認定とした中でまとめの部分で具体的な数字を示し、どのような施策を試みるかということが重要かと感じ、私はこの部分を策定させていただきました。反対だから反対だけではなく、反対の理由をしっかりと申し上げ、その改善策を提示することが議員、議会にとって重要かと考えております。以上のことから本認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については認定とした中で、まとめとして記載をした3点の事項について当局の姿勢を改めていただくよう申し上げ、賛成討論、認定の立場での討論を終わります。

○議長（滝内久生君） 次に反対意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） それでは、次に賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、認第1号 令和3年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第2号 令和3年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第3号 令和3年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第4号 令和3年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第5号 令和3年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 令和3年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第6号 令和3年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第7号 令和3年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第8号 令和3年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 令和3年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第9号 令和3年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 令和3年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、認第10号 令和3年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおり、これを認定することに決定いたしました。

以上で、認第1号から認第10号までの令和3年度下田市各会計歳入歳出決算認定については全部終了いたしました。

ここで、午後1時まで休憩します。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第40号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第41号 下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定について、議第42号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第44号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第45号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第48号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第49号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上12件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求

めます。

まず、産業厚生委員長、江田邦明君の報告を求めます。

1 番 江田邦明君。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

○産業厚生委員長（江田邦明君） 産業厚生委員会審査報告になります。本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告をいたします。

1. 議案の名称

1) 議第42号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2) 議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）本委員会付託事項。

3) 議第45号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）

4) 議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

5) 議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

6) 議第48号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

7) 議第49号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

8) 議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）

9) 議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）

2. 審査の経過

9月26日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より長谷川産業振興課長、平井建設課長、斎藤市民保健課長、鈴木環境対策課長、佐々木観光交流課長、土屋上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期しました。なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりでございます。

3. 決定及びその理由

1) 議第42号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

2) 議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）本委員会付託事項。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

3) 議第45号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

4) 議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

5) 議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

6) 議第48号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

7) 議第49号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

8) 議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

9) 議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上でございます。

○議長(滝内久生君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑ございますか。

2番 中村敦君。

○2番(中村 敦君) 議第43号 一般会計補正予算(第7号)について、質問させていただきます。

補正予算7号の47ページなんですけれども、4350事業の観光施設管理総務事務について。修繕費700万円と計上されておりますが、この意義と得られる効果について、どのように

確認されましたでしょうか。

○議長（滝内久生君） 委員長。

○産業厚生委員長（江田邦明君） 中村委員からの御質問にお答えさせていただきます。

修繕費700万円の内訳について、委員からの質問がございました。担当課長からの答弁内容といたしましては、白浜にございます白浜観光協会横トイレの天井の修繕及びパーゴラ撤去に500万円、残りの200万円が他の観光施設の修繕及び看板の設置に伴う修繕ということで、緊急性を要するというので、本9月定例会に補正予算計上されたという答弁がございました。その後の答弁に対し、委員会の中での質疑、意見、要望等はございませんでした。以上でございます。

○議長（滝内久生君） 2番 中村敦君。

○2番（中村 敦君） 白浜大浜の浜のトイレの修繕に500万円ということですが、小さい額ではないと思います。決算でも視察に行きましたけれども須崎の公衆トイレが1,200万円で新築されております。それを考えると、緊急性を要する修繕ということでは致し方ない部分だとは思いますが、あのトイレがあのもまだいいのかということについてですが、下田市のトイレの中でも最も稼働率の高いトイレかと思えます。年間通してあそこの駐車場には車が入り、サーファーが常にあそこのトイレを利用しております。先日、サーフィン大会において、出場者か見学者か分かりませんが、サーファーがスタッフに対してパウダールームはどこですかと聞きました。パウダールームですよ。あの女性の化粧室ですよ。サーファーというのは、大概冬になるとスノーボードを楽しむ方が非常に多いようで、スノーボード場にはもちろんそういう施設があるようでございます。ふだん例えばサーフィン、夏のサーフィンにしてもどこを利用されてるのか分かりませんが、そのようなパウダールームというようなもので完備されてるところがあるということです。それについて、最も稼働率が高いトイレの1つと思われるあそこについて、もっと大規模な修繕やあるいは新築、建て替えということも必要かと思えますが、そのような議論には及びませんでしたか。

○議長（滝内久生君） 委員長。

○産業厚生委員長（江田邦明君） ただいまの中村委員の質問にお答えさせていただきます。

委員会の中では、それ以上の質疑、意見、要望はございませんでした。また、白浜観光協会横のトイレ修繕に伴う500万円が高いかどうかについても、特段の質疑はございませんでした。加えるのであればトイレ等の修繕ということで、当局からは現在吉佐美大浜海水浴場

のトイレについては、検討しているといった本補正予算には直接は関連していませんが、そういう説明がございました。以上でございます。

○議長（滝内久生君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

次に、総務文教委員長、中村 敦君の報告を求めます。

2 番 中村 敦君。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

○総務文教委員長（中村 敦君） 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 議第40号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

2) 議第41号 下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定について

3) 議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）〈本委員会付託事項〉

4) 議第44号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）

5) 議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（人件費）

6) 議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費）

7) 議第48号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（人件費）

8) 議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）（人件費）

9) 議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）（人件費）

2. 審査の経過

9月26日、27日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より須田総務課長、糸賀学校教育課長、鈴木企画課長、日吉財務課長、佐藤税務課長、佐々木防災安全課長、鈴木会計管理者兼出納室長、白井監査委員事務局長、永井議会事務局長、芹澤福祉事務所長、平川生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由

1) 議第40号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

2) 議第41号 下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定について

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な条例改正であると認めた。

3) 議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第7号)〈本委員会付託事項〉

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

4) 議第44号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

5) 議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

6) 議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

7) 議第48号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

8) 議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

9) 議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)

決定、全会一致で原案可決。

理由、必要な補正予算であると認めた。

以上、報告です。

○議長（滝内久生君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

以上で、委員長報告と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第40号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第40号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第41号 下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第41号 下田市立幼稚園条例を廃止する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第42号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関す

る条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第42号 下田市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第43号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第7号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第44号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第44号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第45号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第45号 令和4年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第46号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付しま

す。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第47号 令和4年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第48号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第48号 令和4年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第49号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第50号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第51号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

◎緊急質問

○議長（滝内久生君） 次は日程により、緊急質問を行います。

日ロ友好交流事業 慰霊祭と講演会等の中止について。

13番 沢登英信君の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 緊急質問につきまして、皆様の御賛同をいただき、ありがとうございます。

日ロ友好交流事業 慰霊祭と講演会等の中止について、早速、松木市長に緊急質問をしたいと思います。

市当局は、令和3年11月19日の議員全員協議会におきまして、玉泉寺ロシア人墓地が国史跡として指定されたことを評価し、令和3年10月30日慰霊祭と日ロ友好交流講演会が開催され、継続的に実施していくと報告されました。1年前のことでございます。

本年9月21日、伊豆新聞にロシアによるウクライナ侵攻を憂慮し、下田市及び市長は中止を決め、日ロ友好交流事業実行委員会もこの中止を決定したと報道がされてるところであります。日ロ、日米の友好事業は、下田市の開港・開国の歴史に基づくものであります。まちづくりの柱の1つであり、中止はかえって関係の不安定化を招きかねません。自治体レベルでの交友はむしろ、日ロの和解や世界平和への取組となる独自の意義をもつものとなり得るものであります。令和4年8月17日の静岡新聞によりますと、「下田市とロシア交流事業、苦渋の中止決定、ウクライナ侵攻、市長、到底許されず」と報道がされております。これは、当市議会にも、また日ロの交流の実行委員会にも相談もせず、松木市長の独断によります中止決定ではないかと思われまふ。そこで、約半年間にわたり、ロシアによるウクライナ侵攻が続く中、内外から交流促進への理解が得られにくくなっているのでは中止した、と新聞紙上報道されておりますが、松木市長に直接中止の理由について、まずお尋ねをしたいと思うわけでありまふ。令和4年9月20日開催の第2回日ロ友好交流事業実行委員会で、事務局長である下田市の企画課長は昨今の国際情勢を鑑みると公式の事業として慰霊祭と講演会を行うことは避けたほうがよいと考えており、両事業の中止を提案する。市議会でもやむを得ないという意見をいただいております、友好交流の促進は今年度差し控えるべきだと考えていると発言をされております。市議会は、いつ中止もやむを得ないという意見を決定をしたのでしょうか。日ロ協会下田支部の皆さんとも協議をされたのでしょうか。議論さえこの時点ではしておりません。また、公式の事業とはどういうことでしょうか。地元の人々が始めた交流友好事業を大切に考え、財政支援等をしてきたことがその実態ではないでしょうか。3点目と

しまして、プーチンの戦争と言われるウクライナ侵攻の執行者である政府権力者とロシアの平和を愛する人々を区別し、人々との交流は深めても中止すべきではないと思います。松本市長はどうしてこのような平和を愛する人々と連帯をしようとししないのか、お尋ねをしたいと思います。4点目として日露和親条約は皆さん御案内のように1855年2月7日、旧暦ですと安政2年12月21日、長楽寺にて締結がされております。下田、函館、長崎を開港し両国の国境を択捉と得撫島の間と定め、樺太、サハリンについては国境を定めず雑居地とすることを平和のうちに確定したわけであります。今日2月7日は北方領土の日とされているわけであります。今、前に置かせていただきました伊豆新聞紙上、8月3日ウクライナ侵攻ロシアへの思い、上中下の上として元下田市長、石井直樹さんは下田で平和条約を締結することが夢だったと。ロシアと日本の平和条約はまだ結ばれておりません。この条約を下田の地で結びたいと、こういう理想を語っているところでございます。また、8月4日の日口協会下田支部長の杉坂太郎さんは文化芸術を中心に交流をしたいと、また8月12日号では、幕末日口の人間愛を元国会議員の斉藤斗志二氏は語っているわけであります。平成15年、西暦2003年11月29日から30日まで、この下田におきましてもここに冊子となってありますように、下田開港150周年記念シンポジウム交流会が開催をされているわけであります。そして、平成17年、2005年には4月6日から日露修好150周年の記念式典が下田で開催され、小泉純一郎、当時の首相や町村外務大臣も、またロシアのロシュコフ大使もこの下田を訪れて式典が開催されたわけであります。そして、平成30年、2018年から慰霊祭が玉泉寺で進められてまいっております。これら、多くの人々の、地元の人々の思いと努力はこの交流を慰霊祭と講演会等の中止をすることでどうなると市長はお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。また、戦争を終わらせ、交流友好事業を再開する展望について、どのようにお持ちになっているのか、なっていないのか併せてお尋ねをしたいと思います。

以上で、趣旨質問を終わります。

○議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） 私のほうからは、全体を通したことを申し上げて、その後一つ一つ個別に担当課長から申し上げます。

日露条約の締結ですとか、あるいは安政の津波の後の人々の助け合い、そうしたものを基盤とする下田市とロシアとの友好関係というのは、本市にとって大変貴重な資産であるというふうに認識しています。これについては、議員と共有しているというふうに感じてるとこ

ろでございます。したがって、私どもは市民レベルの交流を妨げるつもりはございません。

一方で、ロシアの武力による一方的な現状変更という行為は国際社会で、そしてさらには国連でも強く批判されているところです。こうした中、公的団体、公的機関による事業といういわゆる公式なものは実施すべきではないというふうに判断したところです。その理由の主なものが2つです。1つは、現在ウクライナの市民が今も命の危険にさらされている。これは、ウクライナ片側だけではなく、ロシアの善良な市民も様々な形で命の危険にさらされている。さらには、エネルギー価格の高騰などによりまして、本市の市民生活へも影響があり、現在も様々な物価上昇で市民が困窮しているところでございます。これらを総合的に勘案しまして、公式行事については中止したいというふうに私どもとして判断したところでございます。この公式行事を中止するということをもって、国際平和を希求している下田市の姿勢を明らかにし、そのメッセージを発信することが重要である。こうした小さなまちの小さな取組を重ねて、現在も行われている戦闘行為、こうしたものが早期に終結するよう私たちとしてもできる限りの力を尽くしたいと、このように考えているところでございます。詳細については、企画課長のほうから申し上げます。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） まず最初におわびを申し上げたいと思います。今回御指摘をいただきました実行委員会の議事録でございます。こちらにつきましては、議員に資料提供したものににつきまして、速記的に概略をまとめたものでございましたが、議員からの御指摘をいただき、再度メモ、議事録、記録等確認したところ、正確性を欠いた内容であったことから、現在点検し、訂正の作業を行っているところでございます。特に市議会の部分につきましては、議会におきまして審議、決議があったものではございません。決算委員会での御意見、あるいはその個々の議員さんとの意見交換等の様子から述べさせていただいたものでございますので、まずは不正確な情報提供を行いましたことにつきまして、おわびを申し上げたいと思います。

私の市議会における発言の趣旨としましては、関係各位、関係者等から意見交換をする中で、中止に対する慎重な御意見、やむなしとする御意見、両面から様々な御意見があったことをお伝えし、そうした中で、今回につきましては中止を提案させていただくということの趣旨として発言をさせていただいたものでございます。

それから質問に沿いまして、順次お答えさせていただきます。

まず中止の理由でございますが、先ほど市長からもございました。令和4年2月に始まり

ましたロシアによるウクライナ侵攻はいまだ継続をされ、収束のめどがたっていない状況にございます。主権国家への一方的な軍事侵攻は決して許されるものではないとの認識の中で、国際情勢、社会情勢等を勘案し、日ロ友好交流事業実行委員会として実行委員会事業の慰霊祭、講演会について公的な形での開催を中止をしたところでございます。また、この実行委員会に構成をしております振興公社におきましても、振興公社事業として実施をしております小学生のロシア大使館訪問、それから3月に行っております国際友好コンサートへのロシア関係団体の招聘、こちらの中止のほうも併せて報告がされたところでございます。また、今回の軍事進攻につきまして、ロシアの中で様々な御意見があることは報道等で招致をしているところでございます。プーチンの戦争というような表現もございますし、平和を希求する多くの国民、市民という報道もされております。ただ、今回の軍事侵攻に関しましては、あくまでも国家としての決定に基づいて実施をされているものであると考えておりますので、そういう中で今回の対応を取ったところでございます。また、実行委員会の中でも本市が日ロ交流のスタートの地であることから、その責任を果たすべきとの御意見もございました。今後もその意思は持ち続けなければならないと認識をしております。しかし、現在ロシアが取っている行動及び国際情勢は、そうした友好交流事業を実施できる環境にないということの判断の中で、今回の決定を行ったところでございます。また、今年度の事業中止につきましては、下田市として今後一切の交流を中止するという決断をしたものではございません。当面は民間活動との連携の中で、その思い、その歴史を当然ながら継続をしていかなければならないと考えております。また、当然日ロ交流のスタートの地として環境を整えば、友好交流事業を進めていかなければならない責務を持ったまちというふうに考えておりますので、そうした気持ちの中で今後の取組を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○10番（橋本智洋君） 議長、すいません。これほかの人が質問等していいんですか。

○議長（滝内久生君） 駄目です。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 質問したことへの答弁もないようですから再質問いたしますが、市長はこの公的な行事については、こういうロシアがウクライナに侵攻しているので中止をしたんだと、こういう趣旨のことをおっしゃいました。具体的にこの講演会も慰霊祭も下田市主催でやっているんじゃないんですね、これ。実行委員会主催でやってるんだと思うんです。そういう形態でやっているものを何をもって公式といい、何をもって非公式、あるいは民間がやってるんだと、こういう見解が出てくるのかと思うわけです。こういう状況ですので、

ロシア大使に呼びかけても出席をいただけないと、こういうことはあろうかと思います。しかしこの歴史的な日露戦争があっても玉泉寺の住職さんや、柿崎の地元の人たちはこのロシアやアメリカの人たちのお墓をきっちりと守ってきたと。こういうことがこの下田の大きな資産に、市長、なってると思うわけです。それを、公的とか、公的でないとか、国の関係が大変になっているから、国の関係に準じて中止していいんだと。このようなこの見解というのは、やはり下田市長の立場に果たして立ってくださってるのかと、こういう疑問を市長に私は投げかけるもんになろうかと思うわけであります。友好ということは平和でなければならぬと、それは前提だと思うわけです。しからば、この下田市議会は国やロシア大使館に対して、ウクライナの侵攻をやめてほしいと。戦争やめろのこの意見書や議決をしてるわけです。市当局として、ロシアへの侵攻を非難する。あるいはやめてほしいという行動を起こしてるのか。そういう行動も起こしもせず、この日ロの友好、中止するというような形の行為というのは、本末転倒といいますか、下田市民が今まで取ってきた姿勢と日ロ友好や日米の友好を果たそうという理念や精神と違うんじゃないかと、私は思うわけです。どこからそういう違う発想が出てきたのか、こう思うわけであります。また、物価高や等々の話も石油の高騰の話も出ておりますが、一方では当然このロシアの液体燃料というんでしょうか、そういうものの開発や輸入等は一方で話し合っているわけであります。やはりこの権力者としてのプーチン政権と、平和を願うウクライナやロシアの国民と下田市民が交流をするんだと、このことはもう大切な財産だと。この考えにぜひとも立っていただきたいとこういう具合に思うわけであります。そして、下田に住んでいるロシア出身の女性の方も私の知る限りでは、ロシア大使館の前に行って、ウクライナの侵略やめろと。こういう声やデモに参加してるわけです。そして、先ほども紹介しましたが、石井さんや杉坂さんや、あるいは斉藤斗志二さんやこれらの有名人だけに限らず、多くの人たちが下田の資産、財産として、また世界の平和に貢献できる事業として交流友好を進めてきたと思うわけです。中断することによって、これが断ち切られてしまうと。こういう心配はないんでしょうか。こういう状態の中で、いつからまた下田が持っている財産である友好事業を再度展開するという展望について、残念ながら市長から御返事をいただいております。先ほど質問しましたが。再度、いただきたいと思うわけであります。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 極めて残念だったのは、今私が回答したこととかなりかぶっていることをおっしゃっていたというふうに感じています。下田にとってこの日露の条約ですとか、

それに伴う様々なソフトウェアというんでしょうか、こういったイベントですとか、その人的交流とかそうしたものが、私たちはこれからも続けなければいけない。ただし、現在の国際情勢を見ると、公的な関与を控えるというそういった行動、具体的な行動こそが私たちができるこのまちとして、やらなければならないことであろうということでございます。国家間の問題は基本的にはもちろん外交事象ですので、政府の行為になって私ども自治体がそこに云々というのはちょっと難しい問題がたくさんございますが、それでもこの平和を希求するという観点からこのようなことをしていると。一方で、市民レベルの交流を妨げるものではないというのは先ほども申したとおりです。以上でございます。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） 今回の中止の決定につきましては、議員おっしゃるように非常にデリケートというか、微妙な問題でございます。そういう中で、今回の実行委員会につきましては、まさに今まで下田におきまして日ロ交流を進めてまいられた皆様に御参加をいただいている実行委員会でございます。そしてまた、実行委員会の皆様も先ほど申した通り、やるべきかやらないべきかというところについては、かなりそれぞれが御意見もあるし、思いもあるしという中で、今回の実行委員会としての決定をしたところでございます。余談になりますが、現時点におきまして振興公社がロシア大使館と連絡を試みているんですけども、ロシア大使館とは全く連絡がつかない状況。それから先ほど民間交流というお話もありました。これにつきましても実行委員会等のメンバーが、当然ながら文化とか音楽とか芸術の交流っていうのをやるべきではないかという中で、こうした連携も模索はしたところでございますけども、やはりなかなか強い情報統制のある国ということ でなかなか個人間の連絡、そうした連絡を取ることも自体もなかなかままならないと。そういう状況もあるということで、そうした民間交流についてもなるべくこう慎重にならざるを得ないというような状況も伺っております。そういう状況でございますので、現時点におきましては先ほどのような決断がやむを得ないというような判断をしたところでございます。以上でございます。

○議長（滝内久生君） 13番、沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 非常に展望のない、中止だけをして、展望のない中止を市長は決断したんだと、こんな残念な感想を持つわけであります。日ロ協会の下田支部の皆さんは、少なくとも玉泉寺の住職さんと話をして慰霊祭はやるんだと。やりたいと、こういう具合に報道されているわけであります。市長は、それらのものをやめるとか、何とか茶々を入れるものではないよとこういう回答をしてるわけですけども、そういう市民の人たちが慰霊祭をや

ろうということに私は手を貸しませんよと。マイナスの方向へ市長が背を向けているということは、これは事実だと思うわけです。実行委員会でやってるわけですから、下田市長、下田市の主催ではないと。こういう形態の中で、市長が率先をしてこの7月19日、発端も全くこの協議もせずに、市長独断の考えて新聞発表がされてるんじゃないかと、こういう具合に思うわけです。そこら辺の市長からの弁明もございませんし、市長の独断の考えでこの中止がなされていき、そして第2回の日口協会の9月20日の会議においても、議事録を取ればそれが間違ってるから後ほど訂正させてもらおうと。そんな報告はないんじゃないですか、普通。しかも市議会が決定しているっていうようなことをその委員会で発言したとすれば、そうかということにならざるを得ないと。強制的に独断的に中止を決定していたんではないかという、この疑いに課長や市長はどうお答えになるのか、御答弁をいただきたいと思うわけであり。そして、市長よりずっと前の話で恐縮であります。1955年から1975年までこの20年間、アメリカはベトナムで戦争をしてきました。そしてこの日本の基地が派兵をする基地になっている。熱海や下田にも米兵の皆さんが参りました。しかし、トンキン湾事件から始まり、北爆に始まるこのアメリカによりますベトナム戦争、この期間に黒船祭はどうされたのでしょうか。中止されたのでしょうか。実行委員会を組んで実施されてまいっているわけであり。それに対してこの戦争に反対する人たちは、もう1つの黒船祭と言って、戦争をやめろの行動を起こしております。それこそこの日口友好の交流事業がロシアの侵略戦争、侵攻に反対の声明を出すとか、平和を希求する講演会を実施するとか、工夫の仕方は幾らでもあるにもかかわらず、単純に中止をして、日口の友好交流を中断してしまうというのは非常に私は残念だし、市長の決定に従えないと思うわけであり。市長は多くの方が多くの市民が市長と同じ判断、決定をしていると、こうお考えなんですか。実際に多くのこの日口や日米の交流に関わってきた人たちの見解や意見を聞いて、判断をされてるのでしょうか。そこら辺の判断の基準と判断の経過、そして私はぜひともこの市長に中止の決定を取り下げていただきたいと。市長が別に慰霊祭や講演会に参加したくないというんなら、個人的に参加しなければよろしい。市民がそれを望む人たちが、民間交流を進めるということを表示しているわけですので。少なくともその人たちを応援することがあっても、足を引っ張るようなことを中止だとかなんとかということをする必要はないんじゃないかと思うんです。その点について、残念ながら市長から御答弁がございません。10月29日に今、日口協会の皆さんは多くの人に語らって、慰霊祭、あるいはその後の講演会もできたら企画をしたいと言ってるようでございますので、ぜひともこの人たちを法的にできないのであれば、

精神的にも応援をするという姿勢を取っていただきたいと、このようにお願いを申し上げるところでございますが、いかにかお尋ねをしたいと思います。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 本当に本意が伝わらないのが残念でございます。私が独断で先行してやってるわけではもちろんなく、今回こうした国際的な情勢を踏まえて、考え方を示し、その考え方がその実行委員会で共有をされ正式決定したところでございます。また、ベトナム戦争と今回の軍事侵攻を同列に見ることはできないと私は感じています。今、国連においてどのような議論がなされているのか、テレビ等で多くの日本国民の知るところでございます。言うまでもなく、国際世論は今このロシアによる軍事的な侵攻について批判を向けて、民主的で平和な国とはどういうものなのかということを真剣に考えなければいけない時期でございます。それをその考えるきっかけにこの中止というのはなろうかと思います。以上でございます。

○議長（滝内久生君） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之君） すいません、実行委員会のお話がありました。実行委員会につきましては、やむを得ず欠席をされた方もいらっしゃいますが、実行委員会に出席をされた皆さんの総意として決定がされたものというふうに考えております。また、今回、慰霊祭、講演会等の行事については中止を決定したところでございますが、議員からもございましたようにグローバルCITYということで、下田市国際化を進める、また、その歴史の市としての当然の責務があるという中で、歴史をつなぐ史跡ですとか、記念碑等の維持保全、継承、また歴史を正確に学び伝えていくための幕末を通した歴史の学習とか、そういったものにつきましては、継続して市として取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（滝内久生君） これをもって13番、沢登英信君の緊急質問を終わります。

ここで、2時15分まで休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

午後 2 時15分閉会